#### 告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

定による意見の概要について、 の とおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 同条第三項の規定により公告し、 第 八条第一 項及び第二項 及び当該意見を次 の 規

平成二十六年十月七日

埼玉県知 上 田 清 司

#### 意見の 概要

1 大規模小売店舗の 名称及び所 在

(仮称) ケー ズデ ンキ越谷弥 计郎店

埼玉県越谷市大字弥十郎四百九番一

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定によるその他 の意見 の 概要

出され があっても、 私たち地域住民の その後の同社 た平成二十六年四月三十日付『大規模小売店舗届出書』(以下『 交通安全が守られることである。 の願いは、 の地元対応などについて、 ケー ズデンキ弥十郎店出店に伴う来店車両 以下、 同店出店に当たり 東に提 の 増加

意見を述べる。

### (1) への要望

及び、

ズデンキ ات 指 導 て もら しし た l1 こと

- 同店周囲 の歩行者・自転 車 の通行量調査を行うこと。
- 開店後は交通整理員を常時配置すること。
- サル 地域住民、 タント 会社では 及び自治会へ、 なく、 ケー 誠実に対応すること。 ズデンキ社自身に 設置すること。 対応する窓口 は コ ン

制する通常の信号機に 県道 ㅎ かけること。 八潮越谷線と市道二千百号線交差点 変更すること。 そ の ために の手押し信号機を、 埼玉県警察など関 四方向を規 係 部署

#### (2)要望の理由

転 車の安全確保の視点が見えないこと。 届 出書。 通 行量調 査の 問題点として、 同店 周 井 を通行する歩行 者 自

号機な 道及 たは 通行量調査地点三か所のうち店舗予定地直近 え び車道を通行する人 市 自転車で通行する生活道路である。 立新栄中 U の交差点 む U · 学 校 ろ同店に出 の か所 の 通学路となっ 自転車の の 入する車両が通行す み。 同店を取り囲 通行 τ しし る。 量をまず しかも同店東側 ることになる む の た 調査す 四辺は周! 湯所は、 が **5** て交通安全の べきである。 の市道二千百号線 辺住民が歩行 同店北東 同 店周 観 囲 の歩 の

が 見え 交通 整理員 な ١١ こと。 の 記置に つ ١J て ŧ 周 囲 の歩行 者 自転車 の安全確保 の 姿勢

行 者 両 確保 の の 通行 いっ のための 十一ペ の利便確保」にあ たん停止の励行を促します」とある。 対策」 1 ジ 第 二 項 として、「  $\neg$ り、歩行者の安全確保の観点は見え 歩行者の 駐車場 の出 通行 口付近に停止 の 利 便 こ 確保」 れも同社の視点は 線を で Ιţ 設 け な τ̈́ 行 者 客 通

用口並 の のことか、 か に び歩行者通路を設け も届出書四ペ うい の 不明確。 步行者」 て述べて ı いる Ιţ ジ<sub>、</sub>五 むしろ同項三行目以下の二行部分 と取らざるを得 る」の文言からは、 店外歩行者のことか、 (二)「左折入庫の な ιį 同 ]店敷地. それとも同店敷地内歩行 徹底及び歩行 内で の「 歩行者等の の歩行者と さ者など の 車 安

ことに まならな に応じて適宜、 交通整理員につ 何時、 者の さらにその下の囲み 生活道路として常時、 自転車通行が多く、 なっている。 どこに、 いことは周知の通りである。 11 ζ 何人」配 時間 しかし 帯 の「 配置時間 高齢者は、 人と自転車が通行 前述の通り、 置するかは、 適宜配置予定、 交通へ オ | の支障を回 自転車の 同社の プ 同店周辺は県道八潮 となって ン時・ Ū てい 避 操 恣意的な判断 でするた 作 繁忙時期、 :もとっ る。 いる。 ك (ا め さ 交通整理員 の の判断 わ 越 の 方 2谷線側 みで 策」 け日中は 人数 決め ŧ で も を 状況 る ま 含

とが 安全確保を 以 上 必要であ の ように 及び自転 ઢ 第 \_ この届出書では、 車 に 考える の安全確保を考えれ 姿勢が読み取 同店 周 ば れ 辺 な 交通 ١Ì の 道 整理員 路 し の か し同 步行者及 を常 )店周 時 配置 辺 び の 自転 す 道 る 車

励 理員 とは、 が行を促 また「 が の常時配置が必要であると考える 起きてからで 現在の 駐車 します」 · 場 の 運転者のモラル、 程度では、 出 は 付 遅いことは言うま 近 に すべ 停止 7 事 線を設 故 の同店出入 の多さからみ け ζ で も 車両 来客車 な ſΪ れば、 の停 両 こ の 止 **ത** は 明 点 しし 然からも、 5 期 つ かで 待で た h あ き な 交通 止 L١ ഗ

誠実な対応がなされているとは受け取りがたいこと

会社 に 住 意を尽く 同 民 社 送付 応 Ó などから 用技術 同 を 店出店にともなう要望や質問の受付窓口は、「 た لح の 株式会社(代表 文章を書 意見・ 言っ て l1 要望等があれ < ځ のは、 上田晃之)」となっている。 かしー か なり ば、 木 般 難で 同 社 の あ た (応用技 ちが、 శ్ఠ 店舗出 術 意見を述 コ 上田代表は「 に F 店に ン サル 関 ベ Α 、るため わ Χ タ る 又は ン 妏

有力顧客 地開 窓口は、コンサルタント会社への委託ではなく、本社広報担当ある 店準備室などにするなど、 へ真摯に向き合い、 誠実な対応を図るべきである。 出店企業はもっと地元住民= 出店後の最 Ιţ

活者が増え収入減に伴い、 しな に の周知は不十分である。 っ また ١١ い家庭は大幅に増えて 辺地域に に見か ての項では、「 ムページの、『大規模小売店舗立地法とは』の「 新聞折り込みチラシ等で周知 」 大規模小売店舗の設置者が説明会を開催します。 いる。 また若年層の活字離れなども含め、 したがって新聞折り込みでは、 としている。 説 し 明会の開催」 新聞を購読 かし年金生 説明会開 中

生活環境 訪 問するべ 板を回すとい 地 域住民 の変化 、きでは ^ の う方法も一 が予想され 情報周知に ない か。 iţ つ るのだから、 の例として考えられる。 情報伝達カバー 周辺の 率の高 該当自治会 (自治会長) また、 い自治会を通じ 多少な いりとも  $\boldsymbol{\tau}$ 回

信号機による安全確保対策について

は な 5 手押し信号機が設置され 出書」 であり、 事故を未然に防ぐために、 かと考える。 図三の、 また来客車の南方向へ 県道八潮越谷線と市道二千百号線が交差する ている。 自動信号に変更することも方法の一つで 同市道は の右折通行が予測される。 前述のとおり新栄中学校の ٦ のこと 場所

## 一縦覧期間

平成二十六年十月七日から平成二十六年十一月七日まで

# 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター